

吉原遊廓における客の取締まり

——公儀との関係をめぐる

高木 まどか

はじめに

本稿は江戸吉原遊廓における客の取締まりのあり方を明らかにし、江戸時代において公儀が吉原遊廓に期待した役割、及びそれに対する吉原側の姿勢について論じるものである。

元和四年（一六一八）、江戸で唯一の公許遊廓である吉原が開業した。吉原が公許された理由は、吉原の開基を説明する『洞房語園』（享保五年）や『新吉原町由緒』（享保十年）によれば、庄司甚右衛門が慶長十七年（一六一二）に「傾城屋を集め町にすることを許してくれれば、従来の

傾城屋が黙認してきたような、（一）人の金を横領して遊び耽るような者が出ないように客の逗留を一昼夜を限度とする、（二）人身売買の不法行為を取締まる、（三）不逞の諸浪人、悪人などの逮捕に協力する」といった、治安及び風俗上の問題と結びつけて遊廓の設置を願ひ、これが許されたためである。江戸時代後期には多くの非公許の遊所が、「渡世之潤」（生業・暮らしを潤す）という、いわば経済の論理を前面に押し出して公許あるいは黙許されるに至ったが、少なくとも吉原は当初、江戸幕府樹立後の不安定な情勢を背景に、風俗取締り及び治安政策の一環としてその意義をもったということである。

しかし言うまでもなく幕府の治世はやがて安定し、吉原

開業当初にその主たる客として想定された武士も、派手な遊びはしなくなる。後にも詳述するとおり、元禄期以降は町人が主な客にとつてかわり、徐々に大衆化も進んだ。加えて享保頃からは岡場所が台頭し、吉原は衰退の経緯を辿る。他にも岡場所にあった遊女屋の流入など種々の転機があり、吉原はそのあり方を大きく変化させていったのである。

それではこういった吉原の変化に伴い、公儀側は、吉原に求める役割を変化させていくことはなかったのでしょうか。また吉原はそれに対し、どのような対応をしたのでしょうか。本稿ではこうした疑問を明らかにするため、とりわけ客の取締りに注目する。先にもみたとおり、吉原は従来の遊女屋とは異なる方法で客を扱うとの願いに対し、開業を許された場所である。すなわち客の扱い方を問うことは、吉原のあり方への問いに直結するといえよう。よつて本稿では公儀がどういった客の立入りを禁じ、取締りを要求したのか、吉原側はそれをどう捉え、客の扱いについて定めたかに焦点をおき、吉原に課された役割について検討を行うこととした。

なお本稿と目的を同じくするまとまった先行研究はみら

れないため、関連する論考を適宜参照する。また江戸吉原は元和四年（一六一八）、現在の中央区日本橋人形町二丁目付近に創設されたが、明暦三年（一六五七）に浅草日本橋堤（現台東区千束四丁目）に移され、移転前が「元吉原」、移転後が「新吉原」と呼ばれるようになった。しかし本稿では必要がある場合のみこれを区別し、その他は史料に準拠するか、単に「吉原」と略記する。加えて、資料引用註の（ ）は全て引用者による。引用史料の字体・句点・読点等も、適宜本稿内で統一した。なお引用文中には差別表現にあたる言葉があるが、歴史的な用語としてそのまま引用した。

第一章 客の取締りに関わる法

第一節 幕府法——注意を要する客

第一項 御書付と町触

それでははじめに公儀による法から、遊廓への登楼が禁止された者、及び通ってきた場合に届出を要する客についてみていきたい。

まず吉原では原則として、「出所慥ならず不審成もの」に注意すべきであったことを確認したい。これは吉原が営業を許可されるにあたって奉行所より下された「傾城町被仰付候節御書付」の五箇条の内の二箇条目（元和三年（一六一七）三月）に含まれる文言であり、吉原等の遊廓が営業するにあたって守らねばならない大原則であった。これが先にみたように、遊廓が風俗取締り治安政策から許されたといわれる所以である。

一 武士町人体之者にかきらす、出所慥ならざるもの不審成者致徘徊候ハ、住所致吟味、不審ニ相見へ候ハ、奉行所江可訴出事

〔徳川禁令考〕前五・三三六（一）⁽⁶⁾

この記述のみでは「不審成者」が指すところははっきりしないが、先に触れた吉原遊廓の開業を願った庄司甚右衛門は、人の金を横領して遊び耽るような者や浪人の取締りに協力することを上申している。『新吉原町由緒』（享保十一年（一七二五））によれば、具体的には次のとおりである。

三ヶ条之覚

一 遊女買遊候もの、遊興好色ニふけり身分限ヲ不弁、家職ヲ忘レ、不断傾城屋ニ入込長居候得共、傾城屋之儀者其者方より金子をたに申請候得者、幾日も留置馳走仕候、然間おのつから其主人親方江之奉公を欠、則引負横領致候御事者、傾成屋共金銀を限幾日も留置候故与奉存候、一ヶ所之場所御定被下候ハ、唯今迄有来候所々之傾城屋共を一所ニ集吟味仕、自今者一日一夜之外長留為致申間敷事

一（略…人身売買の取締りについて）

一 近年世上旬静謐ニ治候得共、濃州御平均之御事も程不遠候得ハ、自然与透間を伺悪事を相企可申諸浪人之類も可有御座歟奉存候、左様成悪党之程者、人目を忍住所をも不相定流浪致可罷在候、遊女屋之義ハ、金銀をたに遣候得ハ、其もの出生詮義仕候事者無御座、幾日も留置申候、右之こときの族、所々方々遊女屋杯ニ罷在候事も難計候、此外当座ニおいて不届仕出欠落仕候ものなど、当分之居所ニハ遊女屋ニ勝れたる所者無御座候間、所々之遊女屋ニかゝり罷在候ハ、たとひ御詮義ものたりともたやすく御手ニ入申間敷候、此度奉

願候通、傾城丁一ヶ所ニ被為仰付被下候ハ、此義ハ殊更念を入、何ものにも不見届もの傾城町江致徘徊候ハ、其もの出所吟味仕、弥怪敷奉存候ハ、急度御訴可申上候事

御公儀様御広太之御慈悲以奉願候通被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

右御訴訟申上候者、慶長十七年之比与承伝候⁽⁷⁾

まず一条では、家職を忘れ遊興に耽り、「主人親方江之奉公を欠」いて「引負横領」する者、すなわち奉公人の遊興を抑えること、三条では「悪事を相企可申諸浪人之類」や「不届仕出欠落仕候もの」「御詮義もの」を取締まることを挙げている。この三箇条については、実際に当時作成されたものかについて三田村鳶魚が疑問を呈しているが、これを信じるとすれば、吉原で取締るべき「出所慥ならず不審成もの」は、一条及び三条を踏まえた言葉であると解積される。また「不審成者」を捕らえるという原則に基づいてか、後に寛文八年（一六六八）「新吉原江之御条目」においては、「手負」⁽¹⁰⁾の者も隠し置いてはならないことが定められている。

加えてこの「新吉原江之御条目」では駕籠または乗物や馬で入ろうとする者の禁も命じられているが、これは高貴な身分の者の出入りを取締まる意図があったと考えられる。江戸においては元吉原から新吉原初期の頃に大名等が上客であったことが知れるが、その後もそうした客が足を運ぶことはままあったようで、元禄六年（一六九三）に「歴々」⁽¹³⁾（十一月触書）⁽¹⁴⁾が、享保二十年（一七三五）に「旗本」⁽¹⁵⁾（八月触書）の「悪所」への出入りが町触で禁止されている。とはいえ、町触が恒久的に記憶されないことを前提に反復して出されるものであるにも関わらず、その後と同様の町触がみえないことから、江戸時代をとおして「歴々」や「旗本」の登楼が問題視されたわけではないことがうかがえる。金沢藩や佐賀藩、水戸藩などでは、自領に遊廓や茶屋町を許可しながらも、領内の武士、及び僧侶・百姓等の立ち入りを禁止したというが、吉原において武士をどう扱ったかについては、後に詳しく検討することとしたい。

第二項 判例

次に、町触等にはみえないものの、判例から遊廓への登

楼が問題になったことがわかる客として、僧侶がいる。僧侶は女犯が禁じられていたために登楼は罪になったよう⁽¹⁸⁾で、僧侶が吉原で遊んだ後、捕縛された例がいくつかみえる。また江戸の判例にはみえないが、「平人」との関わりが禁止された「非人」も、「遊女買上」が問題になったことが寛政八年（一七九六）の『南撰要類集』第二十八ノ三からうかがえる。「穢多」も登楼が発覚した場合、畳・建具を新調したというから、同様に登楼が問題になったのであろう。「穢多」「非人」の登楼の禁止が公儀の意図によるものであったことを裏付ける史料としては、長崎奉行所判決記録『犯科帳』があり、これには長崎丸山遊廓に登楼した「穢多」「非人」に関わる判決例が残されている。⁽²⁰⁾

第三項 慣習

⁽²¹⁾以上公儀によって登楼が禁止される客について述べてきたが、最後に公儀によって定められていないものの、店側が慣習的に忌避した客がいたことにも付言しておきたい。例として「隔人」（博奕打）、「くるわの内者」、「役者」等が挙げられ、⁽²²⁾これらの人々の登楼を他の客が嫌がり、店側もそれを気にして登楼を忌避したことが、遊女の批評を

記す遊女評判記類などにみえる。但し本稿はあくまで公儀との関係をめぐる考察であり、これらの客についてはここで触れるに留めたい。

第二節 廓法——客の選別・素性確認

次に、吉原内で客を取締まるにあたり、客の選別や捕縛・通報の仕方がどう定められていたのかについて、吉原内部分で定められ、公儀に提出された廓法からみていく。主な史料としては、江戸町一丁目の楼主天満屋竹嶋仁左衛門が寛延元年に名主役に就任するにあたって参考となるべき例を集めた『洞房古鑑』⁽²³⁾、及び寛政七年・弘化二年・嘉永六年に町年寄が作成した「新吉原規定証文」を扱う。

第一項 『洞房古鑑』

はじめに、客の登楼手順を簡単に確認しておきたい。まず遊廓を訪れた客は高級・中級の遊女と遊ぼうとする場合、おおむね仲介である茶屋に赴き、その後遊興の場である揚屋、または遊女屋へ揚がり、遊女と参会した（遊女が禿（遊女見習い）を引き連れ、茶屋まで客を迎えに出る「道中」を行う場合もある）。下級の遊女と遊ぶ場合は、概

ね仲介なしに遊女屋に直接出向いた。つまり遊びたい遊女と店の格により、仲介の有無の違いがあったということである。²⁴⁾

それではこういった登楼の手順の中で、客はどういった選別や取締りをうけたのか。延宝六年（一六七八）刊の『吉原恋の道引』によると、仲介の茶屋に赴く際に肝心なのは、金一分と揚代を先に渡して「よきやうにたのむ」と言うことで、そうでなければ胡散臭がられるのだ⁽²⁵⁾という。すなわち客となるには不審者と思われぬ態度が必要であった。また仲介である茶屋の法としては、先述の『洞房古鑑』の中に「茶屋作法」（享保十四年（一七二九））がみえ、これには「客人腰物預り候事」、「構有^レ之客致間敷事」等とある。より具体的には、同書の「遊女屋名題」（天明八年（一七八八））に、茶屋を挟む客の場合とそうでない場合の取締りが記されている。これは吉原の名主五人が「樽屋」（江戸町年寄）に宛てたもので、「吉原町遊女屋并茶屋」が「従^ニ古来^ニ所取極^ニ付被^ニ仰渡^ニ等も有^レ之哉、亦者所申合を以取極仕候哉」との御尋ねを受けた回答である。

一（略）昼夜商売之儀御免被^ニ仰付^一候付以^ニ只今^一一日一夜^ニ限り身元慥成者^ニ御座候共、御定之外長留等不^レ仕、且取逃欠落等仕候者参り候節も、其主人親元より尋参り候者、急度相調、其者町内^ニ罷在候得者先方江引渡候、勿論御公儀様ヨリ御尋之者は別テ大切^ニ奉^レ存、入念穿鑿仕、見当り候ハ、早速御注進申上候義^ニ御座候但シ茶屋ヨリ以^ニ案内^一客^ニ仕候節、右茶屋ニテ身元得と相調候儀^ニ御坐候、尤茶屋ニテ案内無^レ之、直^ニ以^ニ相對^一客^ニ仕候節は、其者両^ニ度も罷越候得ば名住所等承り、身元取調候義^ニ御坐候

一 茶屋之儀、古来ヨリ所申合を以、人数取極メ候上、私共ヨリ申渡置候前書本文ニ申上候儀、遊女屋共同意^ニ一統為^ニ相守^一候事

但未知ル人^ニ無^レ之候者客^ニ罷越、案内致呉候様申族も有^レ之候へば、是等は年久敷罷越候客之縁を以て罷越候^ニ付、其引合候者^ニ懸合、身元取調候事

一 近辺舟宿并田町龍泉寺町辺^ニ住居仕候水茶屋共ヨリ、吉原町遊女屋へ罷越候客之儀は、右之者共ヨリ舟宿、水茶屋江掛合、身元得と相調候儀^ニ御座候

右之趣古来ヨリ遊女屋并茶屋共一統相心得罷在、渡世仕

来り候儀ニ御坐候、御尋ニ付、此段以「書付」申上候、以上⁽²⁷⁾

これによると、吉原町の遊女屋・茶屋は、客の逗留は一日一夜に限り、身元が確かな者でも長留等はさせず、「取逃」や「欠落」等の者がきた際も、その主人や親元より尋ねる者がいたら調べて引き渡した。もちろん「御公儀様ヨリ御尋之者」は入念に穿鑿する。茶屋が案内して遊女屋が客にする場合、茶屋が客の身元を調べ、茶屋を介さずきた客の場合は、二・三度くれば身元を調べる。知らない者が客として来て、茶屋に案内を頼んでくる場合もあるが、こういった者は長年通っている客の縁を頼って来ているので、その場合はその引き合わせた者に掛け合う。近くの舟宿や、田町・竜泉寺町の水茶屋より吉原へきた場合は、舟宿や水茶屋に掛け合い、身元を確認する。これらの「取極」を「古来」より心得、渡世をしてきたという。

つまりなんらかの仲介がある場合、その仲介者が身元を調べたが、仲介を経ない場合で一回だけの登楼であれば、特に身元を調べなかったということのようである。客の名を改めることは不審者を取締まる上で必要であるとともに、宮本由紀子が指摘するとおり遊興費を確実に取立てる

ためにも必要な措置であったと考えられるが、吉原ではそこまで厳密な対応をしなかったことは、次の「規定証文」からもうかがえる。⁽²⁸⁾

第二項 「規定証文」

先の「遊女屋名題」（天明八年）と同様の文言は、後の寛政七年（一七九五）に定められた「新吉原規定証文」（以下「規定証文」）の五五条と七〇条にもみえる。「新吉原規定証文」とは、吉原の遊女屋、茶屋を対象として作成された規定で、作成の理由としては、近年仲間の風儀が宜しくなく、この度取締方に仰せ渡されたためと記されている。⁽²⁹⁾寛政七年（一七九五）、弘化二年（一八四五）、嘉永六年（一八五三）作成の三種が残されているが、石井良助はこの内、寛政七年の「規定証文」のみが町奉行の認可を受けたものであると推定している。すなわち弘化二年のものは施行されず、嘉永六年のものは寛政七年の規定を基本に増訂したが、その増訂は認められなかったとの推測である。⁽³⁰⁾しかし後にも触れる嘉永六年「新吉原町遊女屋永続方対策上申」には、寛政七年に奉行所の先役が申し付け町家寄樽与左衛門が「規定証文」を取決めたが、「素より娼家

之規則を奉行所にて議候も於三事体「可レ然義にも無レ之候間」(娼家の規則を奉行所で評議するのもおかしいので)、今般も先例にならい館市右衛門(町年寄奈良屋市右衛門)へ申付け、寛政七年の「規定証文」を基本に据え、現在に適するよう改定させる、といった記述がみえる⁽³¹⁾。したがって嘉永六年の「規定証文」は町奉行が認可しなかつたものの、町奉行の指示で町年寄が取りまとめたものであり⁽³²⁾、効力はあつたと考えられる。後ほど第三章第二節でも述べるが、嘉永期において公儀が「規定証文」の見直しを命じたのは、岡場所の取潰しに伴いその店の一部が吉原に移転し、規定の遵守をめぐって吉原内で混乱が生じたためである。つまり吉原では公儀の命によって作成された寛政七年の「規定証文」が長い間効力をもつたが、嘉永初年にその有効性が疑われ、再び公儀の命によって嘉永六年「規定証文」が作成・遵守されるに至つたということである。本稿では基本的に寛政七年の「規定証文」を参照し、必要がある場合のみ他年度の「規定証文」に言及する。なお以下に引用した条々で、弘化・嘉永の証文において削除されたものはないことを予め断つておく⁽³⁴⁾。

寛政七年の「規定証文」は全部で八十一箇条、先述のと

おりこれ以前に守られた取決めと重なる部分もみえ、「規定証文」作成以前からの慣習や取決めが精査・選別され、まとめられたものと考えられる。この「規定証文」には、先に挙げた茶屋等における客の扱い以外に、客の取締りに関わることとして、客帳と御尋者についての規定がみえる。

i 客帳

まず客帳についての規定をみていきたい。客帳とは文字どおり客の素性を店側が記すものである。近代以降については報告があるが、近世の客帳そのものについての報告は、管見の限りみられない。しかし横田冬彦が分析する丸山遊廓の「遊女屋宿泊人帳」は、客帳を基に作成された事件捜査のための帳簿と考えられるという⁽³⁶⁾。この客帳について、「規定証文」五条には、次のようにある。

一、遊女屋方ニ前々より客帳と号、日々客之名前記置來候儀ニ候処、未熟之分も有之趣ニ候間、自今以後、弥記置可申候、然共、右客名所記候義頭ニ取斗候ては差支も出来致、渡世之障ニも可相成哉、勿論遊女屋どもも区々ニては、尚以之儀ニ付、致勘弁、一同客え不響様

取斗可申事

但、小見世之遊女切遊之分は、逸々客帳記候ては致混雜、行届申間敷義ニ有之、乍然、是迎も止宿之客は本文同様、客帳ニ記置可申事

すなわち「客帳」と称するものは前々から存在したが「未熟之分も有之趣ニ候」ため今後はしつかりと記す、但し客の名や住所を詳細に書き記すことが顕になる形では客にも渡世にも差支えるかもしれないので、「一同客え不響様」取り計らって客帳をとる、という。小見世⁽³⁷⁾の場合は、いちいち客帳を記しては混雜するので、止宿する場合は客帳に記すという。参考として前述の横田の「遊女屋宿泊人帳」も、客の素性については簡単な住居（何町、何藩等）と身分・職業（「百姓体」「鼈甲屋」等）が記されるのみで、名前は記されていないか「某」が多い⁽³⁸⁾。したがって丸山遊廓においても吉原と同様、商売に響かないように客の身元を確認していたであろうことが推定されるが、金沢藩の茶屋町では、名前帳に客の名前を書くことを課し、且つ人数と揚代・祝儀を含む遊興費の総計に対し課税をして⁽³⁹⁾いたというから、地域による相違があったようである。吉

原でも慶応頃には「月々遊女揚代取揚高之一割」を上納金として支払っていたようであるが、金沢藩のように各人の名前を把握していたかは不明である。客帳は吉原が懸念する⁽⁴⁰⁾とおり渡世向きに影響を与えたよう⁽⁴¹⁾で、後に第三章でみるように、厳しく取りすぎると客足の減少につながった。京都の鳥原遊廓でも天保十四年（一八四三）頃、「穢多」が番人となつて客帳をとることに⁽⁴²⁾なり、客足が遠のいたという。

ii 御尋者

客帳に名を記帳したとして、それが本名であつたかは定かでないが、仮に怪しい者だからといつて追い出すことも、吉原においては得策でなかつたようである。このことは御尋者に関する「規定証文」七条からうかがえる（朱書以下は嘉永の「規定証文」）。

一、御尋之者御調之節、其者名前人体恰好等名主より得と致承知、相調可申候、尤、名主自身相廻り取調候てハ、響ニ相成、却て不行届義も可有之哉ニ付、兼て遊女屋之内一町限り、家持一組地借一組又は地借之分一町多人数之分は二組三組、其外小見世之分は

一地面限にて、廉々え世話番一人日限五日ツ、為勤候

積、順番相立、名主方え名前書出置、御尋者等之節、

右世話番之者へ申合、密ニ相調候様可致候、勿論遊女屋之内ニも、一向渡世向ニ不拘、都て召仕任セ致置、等閑之向も有之哉ニ付、是等は自今以後、其主人々渡世向等閑ニ不致、右調等之節、聊籠略之義無之様精ニ入取斗可申候、且又名主ニても、右世話番之者、遊女屋共取斗調方等心懸、双方共籠略之仕方も及見聞候ハ、急度相糺候上、其者遊女屋渡世為相止可申候

附、遊女屋亭主之義、朝暮家内見廻り、火之用心ハ勿論、其外不依何事、心付可申立処、客其外へ遠慮之心取ニ而亭主は二階へ上り不申杯仕癖にて、御尋者等之節も、行届兼候哉ニ付、右体之仕癖相改、等閑之義無之様、諸事心付可申事

(朱書)「此儀御改正之節より遊女屋一統申合、行届候様ニ仕候心組にて、壱町毎ニ御調番と号、人体宜者両三人宛も召抱、平日名主宅え為相詰、内密御調者有之候節は、即刻遊女屋申え右之者より相達候様仕候間、自今、弥右之通ニ仕置申度候、併遊女屋亭主之儀は無籠略、家内取調之儀は、規定証文之通

り、弥相心得可申候事」

御尋者の取り調べにあたっては、その者の名前や体格好等を名主がまずよく把握するが、しかし名主が直接取り調べては差障りがあるから、遊女屋に勤めさせる「世話番」が客の名前を書き出し名主に提出するといった「密」な方法をとる。主人がすべて召使に任せているような遊女屋や、客等へ遠慮して二階へ上がらないような主人もいるが、今後は主人もつぶさに取り調べる、という。加えて嘉永以降は「人体宜者」を「御調番」として町毎に抱え、名主の家に詰めさせ、「内密御調者」がある場合は遊女屋に通達させる旨も取決めていた⁽⁴³⁾。また御尋者を調べるにあたっては、「町人之内、身分軽者」を五人程見立てた「店廻」も加わった(八条)。ここからは、茶屋のみならず遊女屋の亭主や名主等も、客の取締りに関わったことがわかる。

以上のような取締りの結果、不審な者等の場合は奉行所に訴えたようであるが、喧嘩口論を行ったものについては、自身番や⁽⁴⁴⁾その他の抱人足、または店廻の者が向いて取鎮め、もし怪我人等があれば手当てをするが、重症の場

合等、その場で済ませられないような問題は、「町法」とおりに訴えるとある（二十八条）。石井良助が指摘しているように吉原にはある程度の自治が認められていたが、犯罪人の処罰等には幕府も関わった。また仮に⁽⁴⁵⁾こうした規定を守らなかった場合について、「規定証文」末尾や先に挙げた七条には、その遊女屋の渡世を「相止可申候」とあり、家業を止めさせたことがわかる。⁽⁴⁶⁾

第二章 取締りの再確認と形骸化

以上、公儀及び廓が定めた客の取締りに関わる法をみてきた。はじめに挙げた疑問に引き付ければ、こうした法の適用がいかに変化したかが重要である。史料の制約から詳細にその変遷を明らかにすることは難しいが、ここでは提示できる範囲で客の取締りの変化について検討する。これにあたり、まず「はじめに」で簡潔に記した遊廓の盛衰と客の変遷について、改めて確認しておきたい。

第一節 吉原の盛衰と客の変遷

元和四年（一六一八）に開業した吉原は、はじめ「歴々」

の武士を主な客として繁昌した。また明暦三年（一六五七）の移転により新吉原と呼ばれるようになって以降は、それまで許されなかった「夜売り」が許可される等、徐々に大衆化しつつ隆盛を極めた。元禄頃には新興町人が大金を投じて遊興し、数的には不明であるものの、主な客は武士から町人にとつてかわった。しかし享保期（一七一六—三五）頃からは、岡場所が台頭し、吉原退潮の兆しが見え始める。一時的に目立つ客は登場するものの、宝暦から天明（一七五一—八〇）までには吉原の高級遊女である太夫・格子及びその遊び場の揚屋が消滅するなど、経営不振と客の大衆化が進む。このような吉原の衰退を尻目に、岡場所は田沼政治による非常に緩やかな取締りの影響もあつて、とりわけ宝暦から天明年間（一七五一—八八）まで隆盛した。その後岡場所は寛政の改革で多くが取り潰され、化政期に息を吹き返すものの、天保の改革によって壊滅的な状況に陥った。しかしそれでも吉原が以前程の隆盛を取り戻すことはなく、火事になった際に行われる吉原の「仮宅」が安価であること等を理由に、職人等を相手に繁盛するに留まった。幕末には浪人や諸藩の下級武士がほとんど無銭遊興的に足を運んだといふ。⁽⁴⁸⁾

第二節 「武家方」

こうした吉原の状況の変化に伴い、吉原に対する公儀の姿勢が変わった、あるいは再確認をする必要があったことを如実にうかがわせる史料に、武士に関するものがある。第一章第一節では、武士の中でも「歴々」「旗本」の「悪所」への出入りを禁じる町触が出されたこと、しかしその触が反復して出されていないことを指摘した。吉原開業の際に主な客として武士が想定されていたことを考えても、公儀が下級武士も含めてその登楼を完全に止めさせようとしたとは思われない。しかし公儀側が文化の初めに、吉原における武士の登楼に懸念を抱いたことをうかがわせる史料が、関根金四郎編『江戸花街沿革誌』にみえる。これは、文化二年（一八〇五）に江戸町奉行の属吏が、吉原に対し「古来より武家方を客に致候でも不苦儀に心得居候哉」（昔から武家を客にしても差し支えないと心得ていたのか）と問うた際の答弁である。

一武家方にては御越之節は無辞退客に致来候儀は前々よりの儀に御座候に付客に致間敷儀とも不存候尤是

迄武家方にて遊女揚代金滞不相済候上は無余義御訴訟申上候得ば訴状上置候様被仰度追て御呼出可被遊旨御下知有之然処右相手方より早々懸金石出入内済仕片済口にて御下け願候得は願之通御下け被下置別に蒙御沙汰候儀無御座候

一五拾間道に相建被下置候御高札御文言にも鐘長刀門内に堅停止たるべき者也と御座候

一享保年中大岡越前守様御番所江書上候扣書之内元和年中吉原之場所御免被仰付候其節被仰渡候御箇條之内に武士商人体之者に限らず出所不慥不審之者徘徊致候は、住所吟味致弥不審に見え候は、奉行所へ可訴出事と御座候

これによると、吉原側は前々から「武家方」であっても断つたことはなく、「客に致間敷儀とも不存候」との認識で、禁止されているのは「鐘長刀門」（高札）を所持した者や「武士商人体之者に限らず出所不慥不審之者」と心得ているということである。右の史料は管見の限り出典不明であり、確実な論拠とはし難いが、もしこれを事実とすれば、公儀が文化頃に武士の登楼について懸念を抱いたこ

と、加えてそれまで吉原でどう武士を扱っていたかを把握していなかったことがわかる。更に先述のとおり元禄・享保には「歴々」「旗本」の登楼が町触で禁止されたが、吉原側はそういった町触に対して何ら対応をしなかった、あるいはしたとしても、それが文化の頃には継承されていなかったということになる。そもそも先の町触は吉原への達しではないから、吉原側が自ら対処すべき問題として把握していなかった、あるいは吉原があえて無視したとも推察できる。断片的ながら、先に禁止されていたことを確認した「穢多」や「僧侶」についても、吉原が積極的に受け入れたという記録もみえ、利益を得るために遊女屋が公儀の意向を無視した場合は、想像に難くない⁵⁰。但しここで重要なのは、開業当初、吉原で客の取締りを実行するにあたり武士が重要な位置をしめていたことを、公儀側が文化初年に至ってその認識を欠いたという点である。これは吉原が大衆を呼び込むことになった結果、文化の頃には武家の出入りが目につくようになり、公儀が取締りの対象として武家の扱いを再確認する必要がでてきたと解釈するのが穏当であろう。

加えて、吉原の衰退と岡場所の台頭という変化も、「町

人」を対象とする風俗取締りのあり方に影響を与えたようである。次にこの点について、吉原が岡場所を訴えるにあたっての関係史料（寛文・享保年中分）をまとめた、「御町中御法度御穿鑿遊女諸事出入書留」からみていきたい。

第三節 「町人」

「御町中御法度御穿鑿遊女諸事出入書留」（以下「書留」）は先述のとおり岡場所訴訟関係史料であるが、客への姿勢が岡場所とどう異なるかが吉原側の視点で説明されており、吉原側の客に対する見解を把握するには格好の史料である。まず「書留」中の、宝永五年（一七〇八）の訴状をみてみたい。

同（宝永五（一七〇八）年九月）廿六日、又候御訴訟申上候得ば、同十月七日如^レ此之書状相認、御内見に持参仕、御訴訟申上候、

乍^レ恐^レ以^二書付^一御訴訟申上候

訴訟人 新吉原 名主、町人

一、從^二前々^一御法度に被^レ為^三仰付^一候茶屋遊女ばいた、近年端々に発向仕、吉原町に不^二相替^一、昼夜商売仕、

我々共及三渴命¹迷惑仕候、新吉原之儀は尤遠方之儀故、町々之町人共、慰之ため通ひ申候にも、道法遠く往還之程も隙をつひやし候故、大方一日之隙を見合せ罷越候、依^レ之三度通ひ候得ば、其内二度は必其主人親共存候由にて、その上吉原之儀は定り候場所候間、かこつけ候事も無^二御座^一、御法度之茶屋遊女之義は、近辺に而手寄宜敷、所々に罷在候得ば、かこつけ事も有^レ之候より、有徳成商売見世等之手代、親懸り之世倅、一日に両度通ひ候ても目に立不^レ申、さのみ隙をもついやし不^レ申候事に奉^レ存候、其上主人親共見留申儀も難^レ成候得ば、事募り候而主人親方の過分の損金を懸け、金銀の出入多く、御公儀様江申出候、尤吉原町江参り候而も、不届仕候者も問問御座候得共、右申上候ごとく、大方は主人親共早速見留、異見を加へ、又は押込差置候故、取逃欠落迄に者及義稀に御座候事⁽²⁾

この訴状は宝永五年（一七〇八）十月七日に、名主四人と町人が奉行所宛に認めたものである。これによると、吉原は遠方に所在するため「町々之町人共」も通うのの一日がかりであり、何かに「かこつけ」て（他の事を口実とし

て）行ける場所でもないため、三度通えば内二度は主人や親が通っていることに気付く。これに対して岡場所は近場にあるため、何かにかこつけて行くのが容易く、一日に二度行つたとしても周囲は気付かず、やがて金銭トラブルに発展する。尤も吉原に通う者でも不届きをする者はままいるが、大方は主人や親が遊びを見咎め、説教や押込に至るので、窃盗や欠落をするまでの者は稀であるという。このような見解は、同様に同「書留」の享保五年（一七二〇）三月「両御番所様江差上候訴状下書」にもみえる。引用は割愛するが、こちらでは客についての描写が詳しくなっており、吉原通いが周囲に露見する理由について、吉原は遠方のため、「江戸御府内より慰之ため通ひ候者」は一・二日前より心懸け、奉公人は「身動をも仕舞」、傍輩等によく頼んでその日一日を隙にし、とにかく見はからつて通うためであるとか、町人でも妻子などに遠慮して忍び通う者がいるが、吉原では他人に見付かっても言い訳ができないため、町中の御法度の遊女屋に行くことになり、結果横領する者などもでてくるという。更に同下書には続いて「御公儀様尋之者」の扱いについても記述があり、不法であるために御尋者を注進しない御法度の遊女屋と異なり、吉原

では厳しく御尋者を取り調べていることが強調されている。

こうした記述をそのまま信ずれば、吉原側は御尋者については厳しい対応をとっているが、市中の奉公人等の登楼については特に何か心懸けている訳でなく、単に地理的な要因で自然と客が窃盗・欠落するような事態は免れていった、ということになる。⁽⁵³⁾客が身持ちを崩すことを特に警戒するでもなく、そもそも客足を奪われていた吉原は、もはや風俗取締りの一環としての役割を担っていたとは言い難いのではないか。以上の記述はあくまで吉原側の見解であるが、地理的な要因が遊廓の経営に不利であったことは後の町奉行も認めるところであり、『嘉永撰要類集』第七十三ノ下附録四之冊の「市中取締筋其外町奉行上申」（嘉永五年（一八五二）／老中阿部伊勢守正弘宛、町奉行池田播磨守頼方差出）にも、同下書と同様の見解が記されている。⁽⁵⁴⁾

以上、主に「書留」にみえる記述から、宝永〜享保の頃には岡場所の台頭によって、吉原が本来の役割を全うすることが困難になっていくことを確認してきた。しかし吉原がその役割を全うできなかったのは、吉原に対する公儀側

の対処にも要因があったようである。次章では主に寛政及び天保の改革期に焦点をおき、吉原の客足の減少をめぐる公儀の姿勢について考察を行うこととしたい。

第三章 吉原の衰微をめぐる公儀の姿勢

第一節 厳しい取締りと客足の減少

先の「書留」では岡場所が吉原の意義を妨げていることをみたが、幕府の御家人植崎九八郎が寛政の改革を批判した上書『賤策雜収』（享和元年〜二年（一八〇一—一八〇二）成立）には、幕府の役人が岡場所を黙認し、且つ吉原で客を厳しく穿鑿したため、吉原の衰微を引き起こしたとの見解が述べられている。

諸運上り候頃より、都て茶屋町より上納金差上売女差置、御役人存候て不_レ存積りに差置候、若_シ盜賊被_二召捕_一売女に遣ひ捨候白状に及び候て、喧嘩口論異変等にて無_レ抛売女と頭_レ候節は、其所へ町奉行より組の者を遣し売女を召捕候、是を世にけいとう（けいどう）。私娼窟へ

の不意の手入れ」と申候、乍^レ恐一体之趣意不正の至に御座候、越中守（松平定信）に至世の風俗を正さんと仕ながら、此一儀を取極不^レ申、只所々手を入召捕、或は吉原町へも被^レ遣、或は親元へ被^レ下、其場所は或は潰れ、或は前々の通或は潰れんと仕又起し、或は久くたへをり候所却て再興仕、邪正取定無^レ之儀、其後只今迄不^二相替^一同様の振合にて残有^レ之候所は、前々に不^二相替^一上納も有^レ之候へば下々にてはけしからぬ取計とそしり候のみにて一向服し不^レ申、且は中途に迷ひ難渋之者多く、穩かならざる儀に御座候、是等の本立不^レ申候て、風俗直るべき様無^レ之、其上遊里へ参候ものを不断穿鑿仕候に付、御免の場所程一廓を構へをり候間、しかと頭れ候故自然と衰微仕候⁽⁵⁵⁾

ここでは、寛政の改革による取締り以後も、幕府の「役人」が「茶屋町」（岡場所）から上納金を受取り、その存在を「存候て不^レ存積りに差置候」こと、そのように岡場所に対する取締りに抜けがあれば「風俗直るべき様無^レ之」にも関わらず、更に「遊里」（ここでは吉原）へ行く者を「不断穿鑿」しているため「御免之場所」である遊廓は

「一廓を構へをり候間、しかと頭れ候故、自然と衰微仕候」と批判的に記されている。寛政の改革に批判的な立場からの見解であり、誇張されている面もあるが、少なくとも公儀側が吉原に依然として強く風俗取締りの役割を課し、それが却つて吉原から益々客足を奪う結果になったことがうかがえる。

第二節 岡場所の取潰しと廓内の混乱

『賤策雜収』にみえるとおり寛政の改革では岡場所に手入れがあり、一部の店は吉原に引き移ったが、これを更に徹底的に行い岡場所に壊滅的な影響を与えたのは、天保の改革である。しかしこの公儀による処置も、また吉原の客足に打撃を与えた。客の取締りという主眼からはややずれるが、ここでは公儀が吉原に期待したことを探る一環として、天保の改革に伴う客足の減少についてみていきたい。なお天保の改革に伴う吉原内の混乱については吉田伸之が触れているが、ここでは特に吉原内の一部で「規定証文」が遵守されなくなった問題と、経営悪化に対する公儀の対処に注目し、これを先にも言及した嘉永五年（一八五二）「市中取締筋其外町奉行上申」（以下「嘉永五年上申」、及

び『市中取締書留九十一』の嘉永六年（一八五三）「新吉原町遊女屋永統方対策上申」（以下「嘉永六年上申」）からみていく。

天保十三年（一八四二）、先述のとおり天保の改革の環境で岡場所が取り潰され、岡場所に所在した一部の遊女屋が吉原に引き移った。しかし上申書では、岡場所を取り潰したからには吉原が「必定繁昌」する筈のところ、その後「猶更不景氣」になり立ち行かなくなったのは何故なのか、ということが問題視されている。町奉行はこの理由について①天保十四年（一八四三）、揚代金についての訴訟を奉行所が取り上げず相対で済ますよう申し付けたため揚代金の回収が難しくなったこと、②「野引」という若い者が廓中を徘徊し無理に遊興を勧めるため客がこれを怖がって来なくなったこと、③隠売女の代わりに「囲妾」が市中で流行していること、更に注目されることとして、④岡場所から引き移ってきた店と従来からの吉原の店の不和が挙げられている。上申書によると、岡場所より引移った店は「廓内旧来之仕来規定等」は「窮屈」に思い、「自己之勝手ニ泥ミ」用いなかったり（「嘉永六年上申」⁽⁵⁷⁾）、「同所之規定証文等取用不申」に「自己之利潤二相拘」り、茶屋の取分が

よくないといつて勝手に小釣銭と唱えて引手の口銭をとりはじめたという（「嘉永五年上申」⁽⁵⁸⁾）。引手銭とは「規定証文」五十一条で禁止されている慣行で、「遊女屋より揚代金二准、口銭同様金銀差遣候義」とある。こういった引手銭の慣行は、吉原内での茶屋と遊女屋の確執を生み出し、また引手銭の分だけ客の料理の質を落とす店も多く、客足の減少を招いた。中には引出銭に反感を抱く遊女屋もあられ、遊女を「大安売」する誘因ともなった。嘉永四年（一八五二）に遊女屋角町万字屋茂吉が「遊女大安売 現金引手なし」の引札を配ったことは横山百合子の論考に詳しいが、この引札には近年「遊女屋仲間」の「人氣」（⁽⁵⁹⁾「霧囲氣」が甚だ悪くなって「廓内寛政度之規定」が用いられず、勝手に引銭などを取るからその分客の扱いが悪くなり不繁盛に陥っていること、それに対し万字屋では茶屋を通じた客を受け入れず、引手銭の分だけ遊女の揚代をお得にするといったことが記されている。⁽⁶⁰⁾こうした「寛政度之規定」をめぐる混乱の結果、町奉行は第一章で述べたとおり館市右衛門（町年寄奈良屋市右衛門）へ申付け、新たな「規定証文」を作成させるに至った。⁽⁶¹⁾

この一連の経緯が示すのは、岡場所の取り潰しという本

来吉原の利になる政策が、むしろ吉原における「規定証文」の意義を危うくさせ、結果的に客足が落ちるような混乱をもたらしたということである。先に触れたように、天保十四年には揚代金についての訴訟を取り上げないという町触も出され、一連の改革は吉原の権威を大きく揺るがせた。この改革後、先述のとおり公儀は吉原の経営悪化を懸念し取調べを行なったが、しかしそこで提示されたのは、とても再び吉原の繁盛が望まれるような解決案ではなかったのである。

第三節 「高上之氣韻」

「嘉永五年上申」には先述の「遊女大安売」に関連し、吉原の矜持がうかがえる記述がみえる。

昨年中遊女揚代直下之引札出し候もの四五軒有^レ之、絵草紙屋とも売捌珍敷事故世間江流布致し候処、同渡世之もの共不平ニ而直下ケ相止候得共、評判高く一時賑ひ候故相応ニ利潤相成候趣、乍^レ去昔より御免之遊所世間之聞へも不^レ憚野卑なる工夫致し候は人氣居合不^レ申故之儀、右等之風説上方筋えも相聞誹謗致し、江戸一体之外

聞ニも不^レ心附^レ自己之利潤ニ迷ひ候浮薄之人情相成候は衰微より起り候儀之旨⁽⁶²⁾

「遊女大安売」の引札は珍しいことのために世間へ流布されたが、「同渡世之もの」（吉原の遊女屋）が嫌がり、値下げは止めになったものの、評判になって一時期吉原が賑わった。しかし吉原は昔より「御免之遊所」であるのに「世間之聞へも不^レ憚」、このような値下げをしたのは吉原が人氣のないためであるという風説が「上方」にまでも伝わり、誹謗されることとなった。これは吉原のみならず「江戸一体」の「外聞」にも関わる問題であるのに、このように遊女屋が己の利潤に迷って軽薄なことをするのも、吉原の衰微から起こったことである、という。吉原の不評が「上方」からの「江戸一体之外聞」に関わるという見方は、吉原が自らの意義を重く自負していたことがうかがえる。「嘉永五年上申」には、華々しく遊興する者は少ないものの、見物人は群がり集まっているとあるから、「名所」としての吉原の地位は、衰えてはいなかったということであらう。

しかしこうした吉原の自負が客足を遠のかせる一因に

なったことは、町奉行側も十分に把握していた。「嘉永五年上申」で町奉行は、岡場所取り潰し以前から吉原が衰微していた理由として、吉原における「作法」や「気風」「風儀」を挙げている。

吉原町は往古より御免之遊所ニ而右場所之作法有^レ之、外々とは違ひ窮屈なる場合有^レ之、岡場所ニ馴候客は気風ニ合兼、多分は品川外三宿之飯売女を買上遊興致し候ニ付、右宿々繁昌致し吉原町之為ニは相成不^レ申候由、所々ニ売女屋有^レ之頃は勤番之藩、町方之召仕等纔之時刻を計密ニ遊興致し候勝手宜、廓中は程遠ニ而風儀も違ひ候ニ付遊人共跡遠ニ成行、追々不景氣相成候を遊女之勤方悪敷と心得巖敷折檻致し候族有^レ之⁽⁶³⁾

すなわち吉原町は「往古」より「御免之遊所」であり、場所の「作法」も有るから「窮屈」な場合があつて、特に岡場所に馴染んだ客は「気風」が合わず、そうした客は多く品川等の飯盛旅籠を置く四宿で遊ぶため吉原が繁昌しなかつたという。つまり吉原の不繁盛をこの「気風」や「風儀」にみている訳であるが、先に述べた天保改革後の旧岡

場所と吉原の不和も、この「風儀」のあり方を要因としていたことが「嘉永六年上申」にみえる。

畢竟吉原町は古来より之作法を守髪形子衣服等まで古風を不^レ失を專^レニ仕、流行ニ連れ風俗を不^レ改、大見勢遊女共は今ニ詩歌等をも相嗜、高上之氣韻を尊ひ候処、岡場所之もの共は其土地之習俗時之流行ニ随ひ候故、卑劣ニて人情格別齟齬致し候所、右ニ馴染客は吉原町之上品なるを嫌ひ、深川其外野鄙下品之方氣風ニ協候より、おのつから四宿旅籠屋等ニて及^ニ遊興^一候趣ニ有^レ之、右廉々も吉原町え之客無数相成候一端と相聞、前段之通新古之遊女屋共間柄確執ニ相成、何事之申合も不^ニ相整^一規定相類^レ混乱いたし候は、全岡場所之もの之為ニ衰微を醸し候義と苦情申唱不伏之ものも有^レ之哉ニて、無^レ謂儀にも無^レ之候間、右事情を以て相考候得は、当時有来遊女屋之内端々より引移候もの共程克外場所え引分候へは、吉原町は悪習を退け取締も相立可^レ申⁽⁶⁴⁾

すなわち、吉原町は昔からの「作法」を守つて髪形や衣服等の古風なやり方を失わないことを第一とし、流行に

従って風俗を改ためず、「大見勢」(大籬。格式の高い遊女屋)の遊女は今でも詩歌等を嗜んで「高上之氣韻」を尊んでいたが、岡場所等に馴染む客は吉原の上品なやり方を嫌った。またこの違いが岡場所から移った遊女屋と従来からの遊女屋との確執となり、吉原において「規定」が廃れ混乱しているのは、すべて岡場所から引き移った者のせいであると苦情を言う者もいる、という。

以上の状況をみた上で、町奉行が吉原衰微の解決策として提案したのは、単に引き移ってきた遊女屋を他の場所へ引き分けるという短絡的なものであった(「嘉永六年上申」)。この対策は実際には行われなかったものの、これまてみてきたとおり、町奉行側は「古来より之作法を守」るような「風儀」が、客足を他に奪われる要因になっていることを把握している。そうであれば、吉原と旧岡場所を引き離れたところで、旧岡場所側に客が集中する結果に陥ることは容易に予期できそうなものである。岡場所や四宿の隆盛をみても、「遊女大安売」による繁昌をみても、吉原の衰微を解決するためには、その「高上之氣韻」を取り扱う転換が有効であったのは間違いない。しかし町奉行がそれを勧めなかったことから、結局のところ公儀は吉原に

集客を求めず、⁽⁶⁵⁾「高上之氣韻」に重きを置く吉原の姿勢を是認したとも捉えることができるのである。

おわりに

以上本稿では江戸吉原遊廓を対象とし、公儀が吉原にどのような期待をもったかについて、主に客の取締りに注目し検討を行ってきた。吉原遊廓は元来、風俗取締りと治安政策の一環として開業を許された場所である。だがその経営は江戸中期以降思わしくなく、吉原が役割をまっとうできていたかは疑わしい。しかし公儀は吉原に対し、武士の扱いの前例と現状の問合せ、寛政の改革に伴う厳しい処置、また寛政七年・嘉永七年「規定証文」の作成と遵守の命令等、客の扱いに関わる再確認を断続的に行っている。このことは、公儀が吉原における客の取締りに対し、時期的な緩急がありながらも、一貫して厳しい視線を向けていたことをうかがわせる。無論そのような公儀の姿勢は、吉原の経営悪化に更なる拍車をかけることともなった。吉原側はそれを見越し、客帳の取り方を緩やかにする等、公儀の意向をいなすような客への対応も行っている。しかし地

理的不利や大衆が馴染みにくい「風儀」等を要因とした吉原の衰微は如何ともし難く、天保の改革による吉原の「規定証文」をめぐる混乱もあり、もともと減少していた客足はいよいよ遠のいた。客が途絶えれば、吉原を中心とする市中の風俗取締りは、もはや不可能である。しかし公儀は吉原の不繁盛について取調べを行いながらも、結果的に裏目になることになった岡場所の取り潰しの後は、何ら有効な策はとっていない。つまり公儀は吉原に訪れる客については厳しい取締りを期待し、また吉原の繁盛への道も模索したものの、結局吉原を有効に活かす道は見出せず、市中で「囲妾」をするような者については、更なる対応を迫られる状況に陥ったということである。

以上嘉永期までの客の取締りをおし吉原と公儀の関係について考察してきたが、今回扱わなかった明治維新以降の史料にも、客の取締りについての記述はみえる。今後は明治維新时期に遊廓がどういった意味を見出されたかという点にも注意を払いつつ、本稿における課題を更に掘り下げていくこととしたい。

註

- (1) 京都や大坂では非公許遊里の一部が制限付きで許されたり、黙認されるに至ったが(明田鉄男 一九九〇『日本花街史』雄山閣出版/吉元加奈美 二〇一三『近世大坂における遊所統制―町触を素材に』(『都市文化研究』一五)、江戸では享保十六年に江戸町奉行大岡越前守・稲生下野守が、深川等の六ヶ所を「売女御免之場所」として新規に公許することを伺い出たものの、公許には至らなかった(『享保撰要類集』一ノ中 隠売女之部)。
- (2) 東京都台東区役所編 一九六〇『新吉原史考』、二二―三四頁。
- (3) 曾根ひろみ・人見佐知子 二〇一一「第2章 公娼制の成立・展開と廃娼運動」(服藤早苗・三成美保編『ジェンダー史叢書 第一巻 権力と身体』明石書店、二二―四頁)。
- (4) 東京都台東区役所編『新吉原史考』(前掲註2)、八三―八五頁/三田村鳶魚 一九五六「元吉原の話」(吉原に就ての話)青蛙房/同著 一九七五『三田村鳶魚全集』十一、中央公論社に再録、頁数は同書より)。
- (5) なお京都島原遊廓・大坂新町遊廓でも、同様に「不審成もの」の届出は義務付けられている(『京都町触集成』元和三年三月/『大阪市史』三、寛永十七年五月三日)。また大坂では茶屋・風呂屋の存続を容認する独自の隠売女統制がとられたことは吉元加奈美が詳細に論じているが、

元禄七年に茶立女を公許する触においても、「あハれ者」「盜賊」「怪鋪風体之者」を捕らえるべきとの達しがみえ（吉元「近世大坂における遊所統制」（前掲註1）、一五頁）、廓という形態でなくとも付随する条項であったと推察される。

(6) 不審な者を訴えるべきことは寛政七年「規定証文」六条にもみえる。なお同証文の二条では切支丹宗門と博徒の勝負が禁じられているが、客に限定したことではないとも解釈できるため、ここでは省いた。

(7) 東京都編二〇〇三『重宝録』四、三三―三五頁。

(8) 使用人が主人の金を遊興に使い込んだりして、主人に負債となること。

(9) 三田村「元吉原の話」（前掲註4）、二五三―二五六頁。

(10) 寛文八申年三月二十日新吉原江之御条目（『徳川禁令考』前五・三三六四）。

(11) 同右。なおこの決まりは元吉原時代からあったようで、明暦三年正月に焼失した元吉原の高札にも記されていたことがみえる（『洞房古鑑』）。高札はその後焼失により何度か建て替えがなされているが、江戸時代を通し同じ趣旨のものが建てられた。なお医者の場合には乗物に乗ったまま門を通ることが許されている（享保十四年）。

(12) 三田村鳶魚一九二三「江戸時代の高級遊女」（中央公論三八（二）〔四一八〕二月号／同著一九七五『三田村鳶魚

全集』十一、中央公論社に再録）等。

(13) 「覚（略）一悪所え歴々も参候様に風聞有之候、左様之儀有之間敷事二候得共、心を可被附事」（『御触書寛保集成』二九〇四）／歴々は身分や家柄が高い人。大名等。他に『洞房古鑑』等にも寛永九年の頃既に歴々の登楼を幕府側が懸念していたことがみえる。

(14) 「（二）御旗本之面々、人二より悪所等え被罷越輩も有之候相聞え候、組中支配之内、若き者共心得違も可有之候間、此旨急度被申聞候、頭諸役人ハ一分之慎猶更重要之事候」（『御触書寛保集成』一一一六）／なお同条（一）では「近年人二より風俗不宜、不似合遊樂を専と仕、其上悪所等えも参候輩も有之様」と、対象を特定せず悪所への出入りが戒められている。

(15) 「悪所」という言葉は守屋毅によれば、元禄前後から廓・遊里を指す言葉として成立し、後に芝居町も指すようになった（守屋毅一九八二『悪所』の用例）（『芸能史研究』七八）／同著一九八四『悪所』観とその形成（『日本史研究』二六〇）。また公儀権力が遊廓を「悪所」と呼び習わしたことは、下重清二〇一二『身売りの日本史』吉川弘文館、で指摘されている。

(16) 平松義郎一九八八『江戸の罪と罰』平凡社、一八一―一九頁。

(17) 池田史郎一九八四「諸富津の間屋と遊女」（『地方史研

- 究」一八七) / 小林雅子「公娼制の成立と展開」(女性史総合研究会編『日本女性史三 近世』東京大学出版会) / 宮本由紀子一九八六「金沢の廓」(近世女性史研究会編『論集 近世女性史』吉川弘文館) / 曾根・人見「第2章 公娼制の成立・展開と娼娼運動」(前掲註3)、二一六頁。
- (18) 宝暦六年(「梅翁隨筆」)、元文四年(「徳川禁令考」、他『藤岡屋日記』)などにみえる。女犯の僧については竹内勝一九七〇『日本遊女考』プロンズ社、五四五―五五一頁)が詳しい。
- (19) 加藤校注二〇一四『徳川制度(上)』岩波文庫(朝野新聞(明治二五―二六年)の記事の載録)。
- (20) いくつかの事例については森永種夫一九六三『流人と非人』岩波新書等が検討しているが、詳細は別稿を期す。
- (21) なおこういった法以外に、家訓などで遊興が禁止される場合もあるが、本稿では対象としなかった。
- (22) 奥平市六「吉原すゝめ」(寛文七年) / これについては既に別稿に記した(拙稿二〇一五「吉原における客の身分」『常民文化』三八/二〇一五「吉原における役者」『風俗史学』六〇)。
- (23) 全八冊中内六冊まで各巻目録の末に「宝暦四年甲戌春三月 名主竹嶋仁左衛門春延誌」と記されており、名主就任後間もなく起筆し、約五六年の歳月を費やして一旦成稿したものかと推測されるが、後の明和・安永・天明頃の記事も見えることから、春延の退役後も書き続けられ、更に名主を相続した養子春英にまで引き継がれた可能性があるという(森銑三・野間光辰他編一九八四『隨筆百花苑』十二、中央公論社、三四三頁)。
- (24) 佐藤要人・最上亮太郎一九七二「傾城買心得帖」(『国文学 解釈と鑑賞』四七三(三七―一四))が詳しい。なおはじめの場合でも揚屋に伝手があるか、慣れた人が同道している場合は、直接揚屋に向かい仲介は挟まなかった。また吉原では宝暦頃に揚屋は潰れ、遊女屋で直接遊ぶことが主流になったが、大きな店が茶屋を仲介に挟む制度は続いた。なお揚屋消滅後、客を紹介する茶屋は「引手茶屋」と呼称されるようになり、客を宴会させる茶屋もあつたが、ここでは仲介の茶屋を指して単に「茶屋」と呼ぶ。
- (25) 江戸吉原叢刊行会編二〇一〇『江戸吉原叢刊』三、八木書店、一三頁。
- (26) 森・野間他編『隨筆百花苑』十二(前掲註23)、一〇〇頁。
- (27) 同右、六五―六六頁。
- (28) 宮本「金沢の廓」(前掲註17)、三二五頁 / 宮本によると金沢藩で公認された茶屋町では、回数に関係なく客の名を改めており、請人を立てる必要もあつた。
- (29) 石井良助一九七八「新吉原規定証文について」(『日本

- 団体法史』創文社／同著一九九五『女人差別と近世賤民』
 明石書店に再録、頁数は同書より)、一八五、二一六頁。
- (30) 同右、一八一頁。
- (31) 東京都編二〇一七『東京市史稿』産業篇五十八、七〇
 〇一七〇一頁。
- (32) 規定証文の差出は吉原内の遊女屋等になっている。
- (33) 寛政七年の「規定証文」は天保十三年(一八四二)にも
 町奉行鳥居甲斐守から遵守が命ぜられている(石井「新
 吉原規定証文について」〔前掲註29〕、一八二―一八三頁)。
 (34) 但し条番号の異同はある。なお本規定は東京都編一九
 六二『東京市史稿 市街編五十二』等に翻刻があるが、本
 稿では東京市史稿本及び石井良助所蔵の底本を用い校訂
 した石井による翻刻(石井「新吉原規定証文について」
 〔前掲註29〕)を参照し、条数も石井が付した番号を用い
 た。
- (35) 近代の客帳については、折井美耶子一九九九「近代日
 本の公娼制と買春」(総合女性史研究会編『日本女性史論
 集九 性と身体』吉川弘文館)／横田冬彦二〇〇二「娼妓
 と客」(京都橘女子大学女性歴史文化研究所編『京都の女
 性史』思文閣)／塚本章宏・中谷友樹二〇一一「花街を
 訪れる人々」(矢野桂司他編『京都の歴史G25』ナカニシ
 ヤ出版)等が詳しい。
- (36) 横田冬彦二〇一二「長崎丸山遊郭の『遊女宿泊人帳』
 覚書」(京都橘女子大学女性歴史文化研究所『女性歴史文
 化研究所紀要』二〇)、六五頁。
- (37) 切見世。下級の遊女屋。時間決めて客をとった。
- (38) 横田「長崎丸山遊郭の『遊女宿泊人帳』覚書」(前掲註
 36)、八一―九一頁。
- (39) 宮本「金沢の廓」(前掲註17)、三二六頁。
- (40) 倒幕後となるが、『市政裁判所始末』(慶応四年六月)
 (東京都編一九五九『市政裁判所始末』、一〇五―一〇六
 頁)には、それまでの吉原の上納金についてうかがえる
 記述がみえる。
- (41) 著者未詳『浮世の有様』(原田伴彦・朝倉治彦編一九八
 三『日本庶民生活史料集成』十一、三二書房)、八〇〇頁
 ／なお「規定証文」二十七条によると、吉原の番人は町
 内より出した者であり、「穢多」等の被差別民ではなかつ
 た。
- (42) 遊廓内ではしばしば替名を名乗った。藤本箕山「色道大
 鏡」(延宝六年序)巻第十一人名部「客名」等に詳しい。
- (43) 家内の二階の見廻り役としては「不寝番」がいた。これ
 は半時間毎に柏子木を打って見廻ったが、心中等の防止
 の意味もあった(石井良助一九六七『吉原』中公新書、
 六六頁)。
- (44) 江戸時代、町の四辻など所々に置かれた町内持ちの番所
 で警備すること。また、そこに詰めている人。町内の地

主が自身で詰めた。

- (45) 石井『吉原』(前掲註43)、iv頁。
- (46) 『洞房古鑑』には「所作法相背候者、名主ヨリ相答候例」が五件載せられており(森・野間他編『随筆百花苑』十二(前掲註23)、九八―九九頁)、客に関する例は見えないが、処罰としてはやはり商売の停止が通例だったようである。
- (47) 明和・安永度には高利貸しの検校・勾当がはびこり、天明度には蔵前の札差を主とする「十八大通」といった客が登場した(三田村「元吉原の話」(前掲註4)、二二二―二二八頁)。
- (48) 宮川曼魚一九八二『江戸売笑記』青蛙房/平田秀勝一九九七『江戸における岡場所の変遷』(『常民文化』二〇〇) / 西山松之助編一九七九『日本史小百科 遊女』東京堂出版。
- (49) 関根金四郎編一八九四『江戸花街沿革誌』下、六合館弦巻書店、一一五―一六頁。
- (50) 僧侶については、たとえば増穂残口『艶道通鑑』(正徳五年)の「釈教之恋」(五、書写性空上人の段)では、「上人の黒衣にて遊里を憚り給ふは、中昔の律儀。その時代は、黒衣着たる人は茶屋も揚屋も請け込め事にこそ」とある。「穢多」については武陽隠士『世事見聞録』(文化十三年)、原盛和『隣の疝氣』(宝暦十三年)等に、吉原
- の遊女屋が受け入れたことがみえる。
- (51) 三田村鳶魚編一九七七『未刊随筆百種』八、中央公論社、二四七頁。
- (52) 同右、二六七―二六八頁。
- (53) 吉原への交通の便が悪かったことはこれまでも指摘されており、石井『吉原』(前掲註43)等が詳しい。
- (54) 東京都編『東京市史稿』産業篇五十八(前掲註31)、六一―四頁。
- (55) 滝本誠一編一九一五『日本経済叢書』十二、日本経済叢書刊行会、四一三頁。
- (56) 吉田伸之一九九八『新吉原と仮宅』(浅野秀剛・吉田伸之編『浮世絵を読む二 歌麿』朝日新聞出版/吉田二〇〇三『身分的周縁と社会』文化構造』部落問題研究所に再録)。
- (57) 東京都編『東京市史稿』産業篇五十八(前掲註31)、六一―四頁。
- (58) 同右、六一―六頁。
- (59) 横山百合子二〇一六『遊女大安売―幕末の新吉原遊廓』(国立歴史民俗博物館編『歴博』一九八)。
- (60) 東京都台東区役所編『新吉原史考』(前掲註2)、一九三―一九四頁。
- (61) 東京都編『東京市史稿』産業篇五十八(前掲註31)、七〇―〇頁。

(62) 同右、六一五頁。

(63) 同右、六一四頁。

(64) 同右、六九九頁。

(65) 幕末において吉原はより繁盛の見込める「仮宅」営業の許可を度々求めたが、公儀が認めなかった経緯もある。

詳細は吉田「新吉原と仮宅」(前掲註56)／宮本由紀子一

九八〇「吉原仮宅についての一考察」(地方史研究協議会

編『都市の地方史』雄山閣)等を参照のこと。

謝辞…本研究はJSPS科研費JP17J05630の
助成を受けたものです。